

## 倉敷市旧街道景観整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 美観地区に繋がる旧街道における本市特有の意匠及び形態による町屋、蔵等を中心とした伝統的な景観を保全するため、当該景観を整備する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「美観地区」とは、景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項の規定に基づき、都市計画に定める景観地区をいう。

2 この要綱において「旧街道」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 市道阿知49号線（美観地区に係る区間を除く。）
- (2) 市道阿知52号線
- (3) 市道川西町13号線（市道川西町6号線との交差点から市道阿知52号線との交差点までの区間に限る。）

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、旧街道から通常望みできる建築物、工作物等（美観地区の区域内に存するものを除く。以下「対象建築物等」という。）の改修、整備等を行う事業であって、別表第1に規定する技術的細目に適合するものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する対象建築物等の所有者又は占有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団

員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に規定する補助対象経費（補助事業に要した工事費等の額（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。以下同じ。）の区分に応じ、補助対象経費に同表に規定する補助率を乗じて得た額とし、同表に規定する補助限度額を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第6条 この要綱による補助金の交付（この要綱と同様の趣旨に基づく本市からの補助金の交付を含む。以下この項において同じ。）は、一の対象建築物等につき1回限りとする。ただし、この要綱による補助金の交付を受けた日から5年が経過した場合又は市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 補助事業に対し、本市又は他の団体から補助金等を受ける場合は、補助金を交付しない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する日の1月前までに、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設計図書（図面等により工事の全体における補助事業の範囲が判別できるものに限る。）

(2) 見積書（内訳書等により全体工事における補助対象経費が判別できるものに限る。）

(3) 施工前の写真（対象建築物等の全景を撮影したものを含め、角度等を変えて複数枚撮影したものに限る。）

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の補助金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業の実施を延期し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに所定の事業変更（延期・中止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じて条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は3月15日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る工事図面
- （2） 施工中の写真
- （3） 完成写真（第7条の規定により提出した施工前の写真と対比できるものに限る。）
- （4） 補助対象経費に係る領収書等の写し
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、所定の確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から7日以内に所定の補助金請求書を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、所定の取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により第8条第1項の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第2項又は第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の管理及び運用)

第14条 補助事業者は、補助事業が完成した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分		技術的細目			
		構造	建具等	屋根	外壁
建築物	町屋（江戸期から明治期にかけて建築されたものに限る。）	ず 厨子二階又は本二階の塗屋造その他これらに類するものであること。	次に掲げる形式であること。 (1) 1階部分 倉敷格子、連子格子、出格子窓 (2) 2階部分 倉敷窓、虫籠窓、出格子窓、連子窓 (3) 出入口 大戸、格子戸、腰板戸	本瓦葺き又は棧瓦葺きの切妻屋根又は庇付き切妻屋根であること。	白漆喰塗とし、必要に応じて腰板張り又はなまこ瓦張り仕上げとしたものその他これらに類するものであること。

	蔵（江戸期から明治期にかけて建築されたものに限る。）	土蔵造その他これに類するものであること。	次に掲げる形式であること。 (1) 窓 奉行窓 (2) 出入口 土塗戸，格子戸，腰板戸	本瓦葺き又は棧瓦葺きの切妻屋根であること。	白漆喰塗とし，なまこ瓦張り仕上げ又は焼板張り仕上げ（2階建の蔵における1階部分に限る。）としたものその他これらに類するものであること。
	その他の建築物	江戸期から明治期にかけて建築された町屋及び蔵との景観上の調和が図られた意匠及び形態によるものであること。			
工作物等	塀	塀瓦を施工し，かつ，壁面を白漆喰塗又は板張り仕上げとしたものその他これらに類するものであること。			
	生垣	江戸期から明治期にかけて建築された町屋及び蔵との景観上の調和が図られたものであること。			
	門，柵その他の工作物	江戸期から明治期にかけて建築された町屋及び蔵との景観上の調和が図られた意匠及び形態によるものであること。			
	屋外に露出している給排水設備，空調設備若しくは電気設備又は広告物等	江戸期から明治期にかけて建築された町屋及び蔵との景観上の調和が図られたものであること。			

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
建築物の新築，増築，改築，修繕又は模様替えに要する工事費のうち，外観の施工に係る経費及びこれに伴う設計費等	3分の2	200万円
塀，生垣又は門，柵その他の工作物の新築，増築，改築，修繕又は模様替えに要する工事費のうち，外観の施工に係る経費及びこれに伴う設計費等	3分の2	50万円
屋外に露出している給排水設備，空調設備若しくは電気設備又は広告物等の外観上の改修（目隠しを含む。）又は撤去に要する工事費	3分の2	20万円